

# 「自転車安全利用五則」を守りましょう

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

1

## 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

原則として車道の左側を通行しましょう。  
歩道は歩行者が優先です。すぐに停止できる速度で通行しましょう。



2

## 交差点では信号と一時停止 を守って、安全確認

自転車も信号を守りましょう。一時停止標識のある場所では必ず止まって左右の安全確認をしましょう。



3

## 夜間はライトを点灯

夜間は、進路前方の安全を確認するため、また他の車や歩行者に通行していることを知らせるため、必ずライトを点灯しましょう。



4

## 飲酒運転は禁止

自転車は車両です。お酒を飲んで運転することは禁止されています。



5

## ヘルメットを着用

事故による被害を軽減させるため、自転車に乗車する場合は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めましょう。



静岡中央警察署